入 札 説 明 書

次の業務委託に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令・規則に定めるもののほか、 この入札説明書によるものとします。

- 1 公告日 令和2年2月13日(木)
- 2 競争入札に付する業務委託の内容
 - (1) 業務委託の名称

令和2年度奈良県立万葉文化館設備運転管理及び保守点検業務委託

(2) 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(3) 履行場所

高市郡明日香村飛鳥10番地 奈良県立万葉文化館

(4) 業務委託の内容

仕様書及び契約書(案)のとおり

- 3 当業務委託の入札事務に関する事項
 - (1) 入札事務の日程

ア 公告及び入札説明書配布開始 令和2年2月13日(木)

ウ 競争入札参加資格確認申請期限 令和2年2月26日(水)午後5時

エ 競争入札参加資格確認通知書の発送 令和2年2月28日(金)

才 入開札 令和2年3月12日(木)

(2) 入札事務を担当する部署

〒634-0103 奈良県高市郡明日香村飛鳥10番地

奈良県立万葉文化館 総務課総務係

電話番号 0744-54-1850

FAX 番号 0744-54-1852

4 入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たし、入札事務担当者による入札参加資格の確認を受けた者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 競争入札参加資格確認申請書兼誓約書の提出期限に、奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置 要領による指名停止又は指名保留の措置期間中でないこと。
- (3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)に基づく競争入札参加資格者名簿に登録されていてかつ次の条件をみたしていること。
 - ア 主たる営業種目「Q1建物管理」の「⑥電気・空調給排水設備保守」、「⑧消防設備保守」の全てで 登録をしている者であること。

イ 本社、支社、営業所等いずれかの所在地が奈良県内で登録されていること。

- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「ビル管理法」という。)第12条の2第1項に規定する業務のうち次の業務について、奈良県知事に登録していること。 「8号: 建築物環境衛生総合管理業」
- (5) 次のア〜ウに掲げる各業務等について、下記①の対象期間、②の対象施設に対して、元請けの履行実績として、施設の所有者(管理者)と奈良県内に所在する本社、支社、営業所等が直接の契約の相手方

としての下記③の実績を有していること。

なお、契約形態は、各業務一括契約であるか個別契約であるかを問わない。

- ア 設備の運転、監視業務(日常運転管理業務)
- イ 消防設備保守業務
- ウ 建築物環境衛生管理技術者の選任
- ① 対象期間

直近3年間(平成29年4月1日以降の期間。令和2年3月31日までの未履行期間は履行実績に含む。)

② 対象施設

奈良県内に所在する建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)(以下「ビル管理法」という。)に規定する特定建築物とする。

③ 実績

上記ア〜ウのすべての業務について、同一時期、同一施設での12ヶ月以上継続して履行した実績を複数件保有していること。なお、それぞれの案件の対象施設は、異なる施設での履行実績とすること。

- (ア) 上記ア〜ウの業務等は、連続した12ヶ月以上の実績を1案件とみなす。ただし、イの業務については、連続した12ヶ月に満たない場合も各業務の法的根拠に基づき年間に実施すべき回数の履行が確認できる場合の実績は1案件とみなす。
- (イ)複数件の実績のうち一つは、中央監視制御設備の運転、監視業務(日常運転管理業務)の 実績を必要とする。
- (ウ)複数件の実績のうち一つは、延べ床面積8,000㎡以上の文化・芸術活動のために使用される貸館施設又は有料の展示施設(博物館、美術館等)での実績を必要とする。
- (エ) 複数件の実績のうち一つは、博物館・美術館の用途に使用される部分の延べ床面積が2,000㎡以上の施設での実績を必要とする。
- ④ 過去において当館の管理業務委託(設備運転管理及び保守点検業務委託、清掃業務等委託または保安警備業務委託)にかかる契約実績があり、これを誠実に履行した者にあっては上記③実績(ウ)及び(エ)の条件は問わない。
- ⑤ 直近3年間で当館の設備運転管理及び保守点検業務委託にかかる契約実績があり、これを誠実に履行した者にあっては当該履行実績のみで良いものとする。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」といいます。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。)第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (7) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (8) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (9) プライバシーマーク (JIS Q 15001準拠) 認証取得事業者又はISMS (ISO/IEC27001/JIS Q27001準拠) 認 証取得事業者であること。ただし、公告日現在において、前記認証取得のための申請が済んでおり、か つ当該認証の取得見込である事業者も可とします。
- 5 競争入札参加資格確認申請書兼誓約書及び競争入札参加資格確認書類

- (1) 申込(申請)受付場所 3(2)に示す場所に持参した場合に限り受け付けます。
- (2) 提出期間 令和2年2月13日(木)から令和2年2月26日(水)まで(月曜日(月曜日が祝日の場合は翌平日)を除く)の毎日午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除きます。)
- (3) 提出書類 競争入札参加資格確認申請書兼誓約書 (様式1)、契約履行証明書 (様式2) 及び4の(4), (5)に示したことを証する書類を期間内に1部提出してください。
- (4) 入札参加資格の有無については、提出のあった競争入札参加資格確認申請書兼誓約書等に基づいて確認し、令和2年2月28日(金)に競争入札参加資格確認申請者に入札参加資格の有無をファクシミリにより通知するとともに、競争入札参加資格確認通知書を発送します。

つきましては、返信用封筒(長形3号)を競争入札参加資格確認申請時に併せて提出してください。 なお、同封筒に84円分の切手を貼付し、返信先の住所、氏名及び郵便番号を記載しておいてください。

(5) 提出書類作成等に係る一切の費用は、申請者の負担とします。また、提出された書類は返却いたしません。なお、提出いただいた書類は、競争入札資格の確認に使用する以外は無断で他の資料として使用いたしません。

6 質 疑

- (1) 入札説明会は実施しません。
- (2) 入札説明書、仕様書等関係書類に関して質疑がある場合は、3の(2)へ令和2年2月13日(木)から令和2年2月26日(水)午後5時までに質問書(様式3)によりファクシミリにて連絡してください。なお、ファクシミリを送付された場合は、必ず電話でその旨連絡してください。
- (3) 提出された質疑については、奈良県立万葉文化館ホームページに質問・回答を随時掲載します。

7 入札及び開札に関する事項

(1) 入札、開札の日時及び場所

令和2年3月12日(木) 午後2時30分

奈良県立万葉文化館 資料調査室3 (管理棟地階)

- (2) 競争入札参加資格確認通知書を当日持参してください。
- (3) 入札書は、様式4 (入札書記入例)を参考にして作成し提出してください。
- (4) 入札参加者は、その提出した入札書の引替え,変更又は取消しをすることはできません。
- (5) 入札回数は2回を限度とします。1回目の入札において予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再入札(2回目)を行うものとします。
- (6) 入札書の記載にあたっては、次の点に注意してください。
 - ア 業務委託名は、2の(1)に示した名称とします。
 - イ 年月日は入開札の日とします。
 - ウ 宛名は「奈良県立万葉文化館館長」とします。
 - エ 入札者氏名及び押印は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、また、印章にあっては奈良県(会計局総務課調達契約係)に届出済みのものとします。
 - オ 代理人が入札する場合は、エの入札者の氏名(押印不要)及び当該代理人の氏名を記載して押印 (委任状に押印した受任者使用印)(外国人の署名を含む。以下同じ。)しておくとともに、委任状を 持参のうえ、提出してください。委任状は様式5(委任状記入例)を参考に作成してください。
- (7) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正した場合は、当該訂正部分について入札書に押印したものと同じ印を押印しておかなければなりません。ただし、入札書記載の価格を加除訂正することはできません。
- (8) 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表面に名称又は商号及び「令和2年度奈良県立万葉文化館 設備運転管理及び保守点検業務委託」と記入してください。また、封筒の裏は代表者印又は委任を受け た者の印(どちらでも可)で封印してください。
- (9) 郵便による入札
 - ア 入札書は郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封書の表面に「令和2年度 奈良県立万葉文化館設備運転管理及び保守点検業務委託に係る入札書」と朱書きして、令和2年3月 11日(水)までに奈良県立万葉文化館に到着するようにしてください。なお、予定価格の制限に達

した価格の入札がない場合は、直ちに再入札(2回目)を行いますので、入札書は、初度(1回目)の入札に係る入札書と再入札(2回目)に係る入札書の郵便による差し出しを認めるものとします。

- イ 初度入札に係る入札書と共に再入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は、初度の入札に係る 入札書と再入札に係る入札書(又は入札辞退含む)を別々に封印し、封書の表面に「令和2年度奈良 県立万葉文化館設備運転管理及び保守点検業務委託に係る入札書(初度入札)」又は「令和2年度奈良 県立万葉文化館設備運転管理及び保守点検業務委託に係る入札書(再入札)」(又は「再入札辞退」)と それぞれ朱書きしてください。
- ウ 再入札を行うこととなった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再入札を辞退 したものとします。
- エ 封印された入札書が初度又は再入札の明記の区分なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1 通に封印されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再入札に係る入札書が不用となった場合は返送します。
- オ 郵便で入札に参加する場合、下記9(2)で示す「くじ」に関しては、入札執行事務に関係ない職員が「くじ」を引くことになります。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

なお、無効の入札をした者については、再度の入札に加わることはできません。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 奈良県立万葉文化館長の定める入札条件に違反した入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (6) 同一入札者がなした2以上の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (8) 虚偽の申請を行った者の入札

9 落札者及び落札価格の決定方法

- (1) 当該入札にあたっては最低制限価格を設けないので、有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者に「くじ」を引かせ、落札者を決定するものとします。
- (3) 落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、 当該入札者が参加の条件を満たし、かつ契約の条件を確実に履行できるかを照会するために、当該落札者 の決定を保留する場合があります。
- (4) 再度の入札をしても、落札者がないとき又は落札者が契約を締結しない場合は、随意契約に移行する場合があります。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とします。

10 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災等やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止します。また、入札者の談合の疑い、不正不穏行動等をなすことにより入札を公正に執行できないと認められるときは、入札を取り消すことがあります。

これらの場合における損害は入札者の負担とします。

11 契約書作成の要否

要します。

12 契約の解除等

- (1) 落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格を失った、又は入札参加停止を受けた場合は契約を締結しません。
- (2) 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。
- ア. 契約者が競争入札に関し不正な行為をしたとき。
- イ. 契約者がその責めに帰する事由により履行期限内又は履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- り. 契約者が正当の理由がないのに契約の履行の着手を遅延したとき。
- ェ. 契約者が契約の履行に関し不正の行為をしたとき。
- オ. 契約者が正当の理由がないのに検査、検収、監督等関係職員の職務の執行を妨げたとき。
- カ. 契約者が契約事項に違反することにより、その契約の目的を達することができないと認められるとき。
- キ. 契約者が次のいずれかに該当するとき。
 - a. 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
 - b. 暴力団 (暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に 関与していると認められるとき。
 - c. 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、 暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - d. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - e. 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - f. 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記a.から e.のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - g. 本契約に係る下請契約等に当たって、上記a.からe.のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記f.に該当する場合を除く。)において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
 - h. 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- 7. 発注者は、前項に定める場合のほか、契約の履行が終らない間において特に必要があるときは、契約を 解除することができるものとします。

13 権利義務の譲渡禁止等

受注者は、この契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。また、受注者は、受託業務の全部を一括して、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

14 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

(2) 入札保証金

免除します。

ただし落札者が落札後契約を締結しない場合は奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第 11条2項に基づき入札金額の100分の5に相当する額を損害賠償するものとします。

(3) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。

ただし、奈良県契約規則第19条第1項ただし書きの規定(保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、又は過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等、将来契約を履行しないこととなるおそれがないとみとめられる者)に該当する場合は、免除します。

契約の相手方が本契約に違反して契約を解除された場合は、契約保証金は違約金として奈良県に帰属します。ただし契約保証金を免除されている場合には、解除違約金として契約金額の100分の10に相当する額を奈良県に納付するものとします。

- (4) 本件入札に関する一切の費用は、入札者の負担とします。
- (5) 目的外使用の禁止

この入札説明書の交付を受けた者は、県から提供を受けた入札関連の文書を、第三者に漏らすなど、本件入札及び契約等以外の目的に使用してはいけません。

- (6) 入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。
- (7) その他

この説明書に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年4月法律第67号)、同法施行令(昭和22年5月政令第16号)、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)などに規定するところに従うものとします。

競争入札参加資格確認申請書兼誓約書

奈良県立万葉文化館 館 長 稲村和子様

住所・所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(登録印を押印してください)

令和 年 月 日付けで公告のありました下記業務委託に係る競争入札参加資格について、下記のとおり参加資格の確認を申請します。

なお、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること並びに この申請書及び別添書類の内容は事実と相違ないことを誓約いたします。併せて、落札者と決定した場合は、本 件入札説明書記載事項を含め本件業務委託に関する仕様書内容の実現を行うことを誓約します。

記

業務委託の名称: 令和2年度奈良県立万葉文化館設備運転管理及び保守点検業務委託

申請書添付書類:

- □ 1. 建築物における衛生環境の確保に関する法律に定める奈良県知事登録証明書の写し 「建築物環境衛生総合管理業」
- □ 2. 入札説明書4の(9)に定める資格があることを証する書面
- □ 3. 契約履行証明書
 - ※ 契約相手方の履行証明がない場合、契約実績を証明する書類の添付
- □ 4. 返信用封筒(長形3号 84円分の切手貼付)

連絡先(担当者)

住 所

名称・所属

担当者氏名

電話番号

FAX番号

契 約 履 行 証 明 書

住 所 商号又は名称 代表者名

钔

下記の契約について、履行したことを証明願います。

	iv . 4 % o
項目	内容
1. 契約名称	
2. 主な業務委託内容	
3. 業務期間	
	年 月 日 ~ 年 月 日
○令和2年3月31日までの	
履行完了見込みを含む	(平成29年4月1日~令和2年3月31日までの期間)
4. 特定建築物の名称及び住所	
○奈良県内の特定建築物であること	住 所
	建物名称
5. 特定建築物の延べ床面積	平方メートル
(うち博物館・美術館の用途に使用され	
る部分の延べ床面積)	(平方メートル)
6. 契約の相手方名、住所、電話番号	住 所
	相手方名
	電話番号

上記契約について、適切に履行されたことを認めます。

平成 年 月 日

[証明者]

住 所相手方名 代表者名

印

注1) 博物館・美術館の用途に使用される部分の延べ床面積について

登録博物館及び博物館相当施設の場合は建物全体の延べ床面積、それ以外の施設については展示室等 (貸展示場を除く)や収蔵庫の合計延べ床面積をいいます。

注2) 契約履行証明について

【履行証明を受ける場合】

履行内容について、契約相手方に証明をしてもらってください。 証明の際は、契約相手方の社印または公印を押印してもらってください。(担当者の印は不可) 契約相手方へ履行内容等について問い合わせることがあります。

【履行証明を受けない場合】

契約実績を証明する書類として契約書等の写しを添付すること。

写しは、契約名、契約相手方名、主な業務内容、業務期間、延べ床面積、部屋名等が確認できる頁の抜粋 とする。なお、契約相手方へ履行内容等について問い合わせることがあります。

質 問 書

競争入札に関し、下記のとおり質問を提出します。

令和 年 月 日

住所·所在地

商号又は名称

代表者職氏名

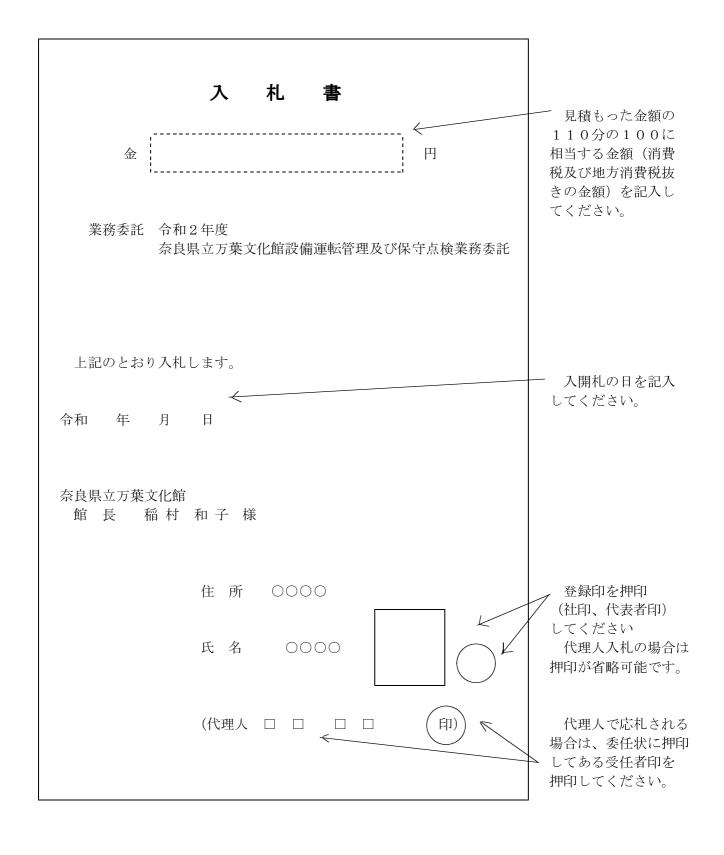
印

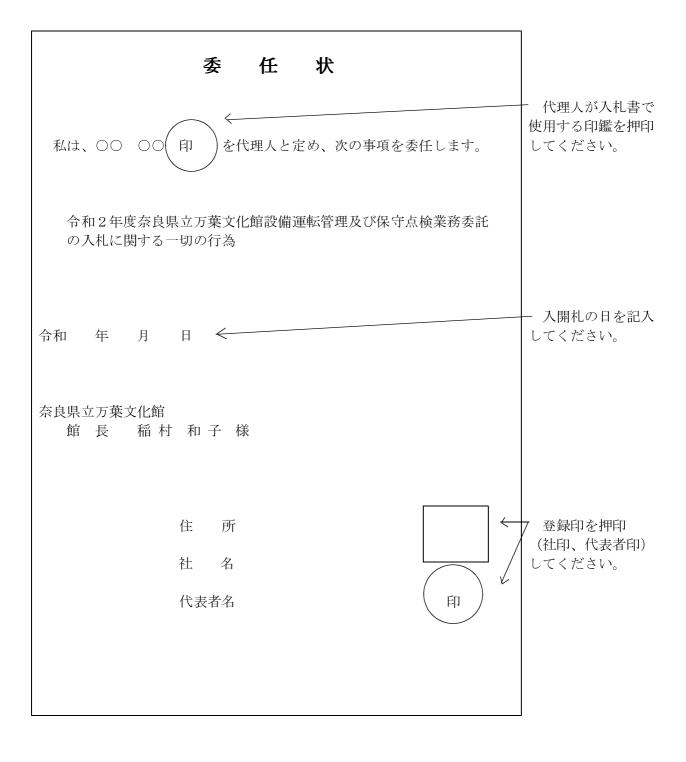
(登録印を押印してください)

業務委託名:令和2年度奈良県立万葉文化館設備運転管理及び保守点検業務委託

	T			
No	資料名	ページ	項目番号	質 問 内 容

(注) 資料名、ページは、仕様書、入札説明書等の別と、それぞれの該当ページを記載してください。

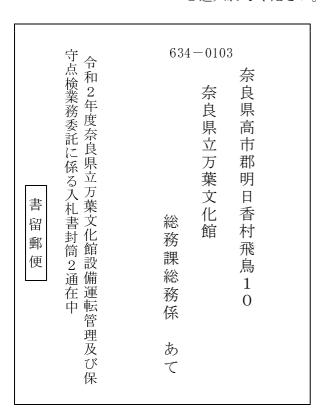




令和2年度奈良県立万葉文化館設備運転管理及び保守点検業務委託 <表面> __札__費 朱書き 入札者氏名 0 0 0 0 <裏面> 押印などで封緘

(郵便による入札参加の場合:封筒記載例)

2通入れてください。



令和2年度奈良県立万葉文化館

(代理人の押印可)

設備運転管理及び保守点検業務委託

(初度入札)

朱書き 入札者氏名

0000

令和2年度奈良県立万葉文化館

設備運転管理及び保守点検業務委託

(再入札又は再入札辞退)

朱書き

入札者氏名 〇〇〇〇

※封筒の「入札書」の文字は朱書きしてください。

※再入札を辞退される場合は、再入札の封筒及び 封筒に入れる入札書に「再入札辞退」と記載し てください。